

第26期第1回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和8年8月5日(水曜日) 13:30～15:10

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	神野師算	第9番	小野春雄
第2番	安藤育雄	第10番	伊藤繁次郎
第3番	藤田幸正	第11番	眞鍋篤俊
第4番	塩見敏夫	第12番	渡邊勝俊
第5番	寺尾俊行	第13番	土岐典子
第7番	神野明仁	第14番	高橋佳恵
第8番	藤田賢市		

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	神野善英	第7番	藤田哲正
第2番	近藤孝志	第8番	田坂健次
第3番	加藤宏司	第10番	千葉英明
第4番	永易博隆	第11番	池田辰夫
第5番	村上壽一	第12番	高橋秀実
第6番	横井直次	第13番	秦恵理

(3) 欠席委員

第6番	神野伸二	第9番	古川一豊
-----	------	-----	------

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	原道樹	事務局次長	竹林啓
主査	井上貴清	主事	小島一貴
専門員	井上毅		

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農業委員会業務について（農地関係）

農地関係議案審議

農業委員会業務について（農政関係）

13時30分開会

【原事務局長】

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員13人、推進委員12人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

【藤田会長】

皆様、こんにちは。

本日は、7月21日の臨時総会を経て発足した第26期農業委員会の最初の総会となります。委員の皆様には、今後3年間にわたり本市の農業振興と農地保全のために御尽力いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、連日の猛暑について申し上げます。気象情報では35度を超える厳しい暑さが続いておりますが、実際に屋外で活動する私たちにとっては、それ以上に過酷な環境となる場合もあります。特に農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動には、現地確認など屋外での業務も多く含まれます。委員の皆様におかれましては、熱中症対策をはじめ健康管理に十分留意され、無理のない範囲で活動に取り組んでいただきたいと思います。

さて、農業委員会は農地法に基づき運営される機関であり、私たちはその適正な運用を担う重要な役割を担っております。農業委員及び農地利用最適化推進委員が連携しながら、地域農業の振興と農地の適正な利用に取り組んでいくことが求められています。

農業委員会の主な業務として、農地法第3条、第4条及び第5条に係る権利移動や農地転用等の審査があります。また、農地利用の最適化に向けて、農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止及び解消、新規就農者や新規参入者の確保・育成を進めることも重要な役割です。これらの取組を通じて、地域農業の維持・発展につなげていかなければなりません。

総会では毎月様々な議案について審議していただくことになります。特に農地法第3条に関しては、下限面積要件の廃止により農地の取得や利用に関する環境が変化していることから、申請内容を十分に確認し、慎重かつ適正な審査を行うことが重要となって

おります。

そのためには、委員の皆様一人ひとりの意見や地域の実情に関する情報が大変重要です。地域の状況を最もよく把握しているのは各地区の委員の皆様ですので、審査に当たって気付いた点や疑問点があれば、積極的に意見を述べていただきたいと思います。

また、議決権は農業委員にあります。農地利用最適化推進委員の皆様からも地域の実情を踏まえた御意見をいただきながら、より適切な判断につなげていきたいと考えております。

今回新たに委員に就任された方もおられます。農業委員会業務には専門的な制度や用語も多くありますが、経験を重ねながら理解を深めていただければと思います。業務の中で不明な点や疑問が生じた場合は、総会の場合や事務局への相談を通じて解消しながら取り組んでいただきたいと思います。

今後3年間、委員の皆様と力を合わせ、地域の農業と農地を守り、担い手の確保・育成を進めながら、地域農業の振興と発展に努めてまいりたいと考えております。御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、新体制による最初の総会であることから、農業委員及び農地利用最適化推進委員として職務を遂行する上で必要となる農業委員会業務に関する研修も併せて実施いたします。

それでは、ただいまから第1回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

農地関係は、農業委員会業務について及び議案第1号から議案第4号までの審議を、農政関係は、農業委員会業務についてをそれぞれ議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において塩見敏夫委員と寺尾俊行委員を指名いたします。両委員さんよろしく願いいたします。

それでは、議題1 農地関係の農業委員会業務のうち、まずはその概要について、事務局から説明をお願いします。

【原事務局長】

＜農業委員会業務概要説明＞

【藤田会長】

ありがとうございました。次に、農地法第18条及び納税猶予について、事務局から説明をお願いします。

【井上専門員】

＜農地法第18条、納税猶予説明＞

【藤田会長】

ありがとうございました。事務局からの説明内容に対して、何か質疑等はございませんか。

（「なし」の声あり）

【藤田会長】

納税猶予等について説明がありましたが、初めて聞かれる方にとっては、すぐに内容を理解するのはなかなか難しい部分もあり、実際に経験したり、色々な話を聞いた中で理解していくことも多いと思います。

今後の活動の中で、分からないことや疑問に思うことがありましたら、遠慮なく事務局の職員に聞いていただき、理解を深めながら取り組んでいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

（井上専門員退室、井上主査入室）

【藤田会長】

それでは、農地法第3条及び農用地利用集積等促進計画について、事務局から説明をお願いします。

【竹林事務局次長】

＜農地法第3条、農用地利用集積等促進計画説明＞

【藤田会長】

ありがとうございました。続いて、農地法第4条及び第5条について、事務局から説明をお願いします。

【井上主査】

＜農地法第4条、第5条説明＞

【藤田会長】

ありがとうございました。事務局からの説明内容に対して、何か質疑等はございませんか。

【藤田（賢）委員】

農用地利用集積等促進計画の説明の中で、貸借期間が原則１０年とありましたが、研修テキストのどこに記載があるのか教えてください。

【竹林事務局次長】

法令の規定やテキストへの記載はございません。公益財団法人えひめ農林漁業振興機構が運用として１０年と定めております。

【藤田（賢）委員】

ということは、都道府県によって、１０年や５年と年数が異なるのですか。

【竹林事務局次長】

詳細な情報を把握しているわけではありませんが、各機構にて裁量で定めているものと考えております。

【藤田会長】

他に御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、議題１ 農地関係の農業委員会業務について終了いたします。

それでは、これより議案２ 農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第１号は決議事項、第２号から第４号までは意見事項となっております。加えて、参考事項が１件ございます。

１ページを御覧ください。

議案第１号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

【竹林事務局次長】

議案第１号につきましては、農地法第３条第１項の規定による農地の所有権移転で、申請件数は５件です。

２ページをお開きください。

４０番、萩生字旦岸ノ下、田２筆、合計面積１，９５６㎡、譲受人は西条市在住の１－１さん。譲受人は、現在、２反８畝ほどの農地を家族で耕作しており、今回、経営規

模拡大を目的に、申請地を取得するため、申請が提出されたもので、作付けは水稻を予定しているとのことです。

4 1 番、郷四丁目、田 1 筆、面積 2 3 1 m²、譲受人は 1－2 さん。譲受人は、農地所有適格法人として、現在、1 町 4 反ほどの農地を耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、申請地を取得するため、申請が提出されたもので、作付けは季節野菜及び果樹を予定しているとのことです。

3 ページを御覧ください。

4 2 番、光明寺二丁目、畑 4 筆、合計面積 2, 3 9 2 m²、譲受人は市内在住の 1－3 さん。譲受人は、現在、3 反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、申請地を取得するため、申請が提出されたもので、作付けは果樹及び季節野菜を予定しているとのことです。

4 3 番、船木字池田、畑 1 筆、面積 3 8 9 m²、譲受人は西条市在住の 1－4 さん。譲受人は、現在、2 反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、申請地を取得するため、申請が提出されたもので、作付けは果樹を予定しているとのことです。

4 ページをお開きください。

4 4 番、萩生字本郷、畑 1 筆、面積 8 2 1 m²、譲受人は市内在住の 1－5 さん。譲受人は、今回、新規に営農を開始することを目的に、新築予定の自己住宅敷地に隣接する申請地を取得するため、申請が提出されたもので、作付けは季節野菜及び果樹を予定しているとのことです。

以上の事案につきましては、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙に記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

御審議の程よろしく願いいたします。

【藤田会長】

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、4 0 番は眞鍋篤俊委員から、4 1 番は塩見敏夫委員から、4 2 番は田坂健次委員から、4 3 番は神野明仁委員から、4 4 番は高橋秀実委員から、それぞれ報告をいただきます。

まず、眞鍋篤俊委員お願いします。

【眞鍋委員】

7 月 1 0 日に現地を確認したところ、1 2 4 4 番 1 については草刈りがされていましたが、1 2 5 0 番については草が生い茂っている状態でした。譲渡人は県外にお住まいですので、十分な管理が難しいという事情もあると思われます。

申請地については、畔で明確に区切られており、周辺農地への影響はないものと考え

ます。また、7月16日に譲受人の奥様からお話を伺いました。自宅から申請地までは距離があり、譲受人御本人の体調もあまり良くないとのことでしたが、二女夫婦が申請地の近くに住んでいるため、今後の日常的な管理については二女夫婦が対応されるとのことでした。

【藤田会長】

ありがとうございました。続いて、塩見敏夫委員お願いします。

【塩見委員】

申請地につきましては、現在、多少草が生えている状態ではありますが、耕起を行えばいつでも耕作できる状況にあります。また、法人への聞き取りや現地調査を行った結果、地域との調和要件についても特に問題は見受けられませんでした。

【藤田会長】

ありがとうございました。続いて、田坂健次委員お願いします。

【田坂委員】

申請地のうち甲47番につきましては、譲受人が数年前から一部で季節野菜を栽培しております。また、その他の農地についても草の管理が適切になされており、耕作に向けた準備が整っている状況です。

境界につきましては、石垣の段差や水路、道路によって明確に区分されております。進入路や水路の状況も良好で、特に問題はありませんでした。さらに、周辺住民と共同でイノシシの侵入防止柵も既に設置されております。

譲受人は地元の農家で育ち、農業に関する知識や技術を十分に有しており、今後は農業経営の規模拡大を目指しているとのこと。また、農業関係の行事にも積極的に参加されております。

周辺の聞き取り調査においても、地域との調和に特段の問題は見受けられず、許可して差し支えないものと考えます。

【藤田会長】

ありがとうございました。続いて、神野明仁委員お願いします。

【神野（明）委員】

7月17日に現地確認を行うとともに、譲受人御夫婦からお話を伺いました。

申請地は、約20m四方の畑で、現在は管理機で耕耘されており、ミカンの木が1本植えられている状況です。許可後はブルーベリーを植え付ける予定とのことでした。

境界につきましては、事前に分筆及び測量が行われておりますので明確になっております。また、譲受人の耕作意欲も十分に認められ、地域との調和についても特に問題はないものと思われます。

なお、譲受人は現在西条市にお住まいですが、8月5日頃に中古住宅を購入する予定であり、その住宅の南側に隣接している農地が今回の申請地となっております。

【藤田会長】

ありがとうございました。続いて、高橋秀実委員お願いします。

【高橋（秀）委員】

44番の件ですが、議案書10ページを開いていただきたいと思います。10ページの76番と、譲受人、譲渡人ともに同じで、地番も540番の枝番違いとなっておりますので、関連案件として併せて説明させていただきます。

当初、譲受人は76番の自己住宅を建築するための土地を探しており、実家に隣接する土地であることから、住宅用地部分のみを取得する予定で譲渡人と話を進めておりました。しかし、譲渡人は松山市在住で、年齢も74歳であることから、今後この土地を管理していくことが難しくなるため、「土地全体を買ってもらえないか」という話になりました。その結果、住宅を建築する部分だけでなく、残りの農地についても取得し、今後管理していくということで、今回の44番の申請が提出されております。

申請地については、南側、西側及び東側はコンクリート擁壁で区切られており、その外側はアスファルト舗装された道路となっております。北側については、膝ぐらいの高さの段差があり、その先は畑となっております。その北側の畑は譲受人の御兄弟名義で、現在も季節野菜が栽培され、適切に管理されております。また、申請地の隣が譲受人の実家であり、現在は上部に居住しておりますが、住宅建築後は実家の近くで生活し、今回取得する農地についても管理していく計画となっております。

また、8月2日に地元土地改良区の理事長と話をする機会があり、この件について確認したところ、譲受人の母親は父親が亡くなられて以降、実家周辺の農地を耕運機や草刈機を活用しながら適切に管理されているとのことでした。今後についても、お母様を中心に家族で協力しながら営農していくのではないかとのお話を伺っております。

以上のことから、特に問題はないものと考えております。御審議の程よろしくお願いたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。40番から44番までについて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

【渡邊委員】

40番についてですが、譲受人と譲渡人は親戚関係ですか。

【眞鍋委員】

譲受人は、もともと申請地から300mも離れていない所の方で、譲渡人も、もともと岸ノ下の私の自宅の近所の方ですので、お二人はもともと近所同士です。

【藤田会長】

他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

5ページを御覧ください。

議案第2号「農地の転用について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主査】

議案第2号は農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は1件です。

6ページをお開きください。

3番、大生院字喜来、畑1筆、申請人は2-1さん。内容は貸し露天駐車場、農地区分は申請地から概ね300m以内にJR中萩駅が存在するため、第3種農地であると判断されます。

以上の事案につきましては、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても、認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。御審議の程よろしくをお願いします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、3番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

7ページを御覧ください。

議案第3号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主査】

議案第3号は農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用の申請で、申請件数は16件です。

8ページをお開きください。

69番、繁本町、畑1筆、譲受人は3-1さん。内容は貸し露天駐車場、一体利用地として宅地223㎡があり、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

70番、田の上四丁目、畑1筆、譲受人は3-2さん。内容は自治会施設、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

71番、萩生字治良丸、畑2筆、譲受人は3-3さん。内容は自己住宅1戸132.30㎡、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

9ページを御覧ください。

72番、土橋一丁目、田1筆、譲受人は3-4さん。内容は建売住宅3戸258.36㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

73番、沢津町二丁目、田2筆、譲受人は3-5さん。内容は建売住宅4戸208.68㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

74番、外山町、畑1筆、譲受人は3-6さん。内容は自己住宅1戸106.20㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

10ページをお開きください。

75番、八幡一丁目、畑2筆、譲受人は3-7さん。内容は自己住宅1戸119.

8 1 m²及び進入路、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。なお、進入路部分については残地農地への進入にも必要となることから、持ち分のみの移転となります。

7 6 番、萩生字本郷、畑1筆、譲受人は3－8さん。内容は自己住宅1戸102.50 m²、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

7 7 番、萩生字本郷、田1筆、譲受人は3－9さん。内容は建売住宅3戸245.94 m²、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

1 1 ページを御覧ください。

7 8 番、田の上二丁目、田2筆、譲受人は3－10さん。内容は自己住宅1戸116.76 m²及び進入路、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。なお、進入路部分については残地農地への進入にも必要となることから、持ち分のみの移転となります。

7 9 番、萩生字旦之上、田1筆、譲受人は3－11さん。内容は自己住宅1戸91.91 m²、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

8 0 番、船木字上長野、田2筆、譲受人は3－12さん。内容は太陽光発電施設、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

1 2 ページをお開きください。

8 1 番、船木字高祖、田2筆、譲受人は3－13さん。内容は自己住宅1戸108.50 m²、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

8 2 番、宇高町一丁目、田1筆、譲受人は3－14さん外1名。内容は自己住宅1戸112.03 m²、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

8 3 番、坂井町三丁目、田1筆、畑6筆、譲受人は3－15さん。内容は宅地分譲4区画、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

1 3 ページを御覧ください。

8 4 番、坂井町三丁目、田1筆、畑5筆、譲受人は3－15さん。内容は施設用地、一体利用地は同時申請地の一部535.22 m²があり、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。なお、8 3 番及び8 4 番は一体で造成を行う計画であり、1,000 m²以上の土地に建築物を建設する予定であることから、都市計画法上の開発許可申請についても同時に申請されております。

以上、6 9 番から8 4 番までのいずれの事案につきましても、申請書および土地改良

区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。御審議の程よろしくをお願いします。

【藤田会長】

以上、69番から84番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

14ページをお開きください。

議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について」を議題に供しますが、伊藤繁次郎委員が関係しておりますので、退室願います。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

（委員退室）

休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局から議案の説明をお願いします。

【竹林事務局次長】

議案第4号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）でございます。

当該計画（案）の内容といたしましては、田9筆、畑11筆、合計面積19,255㎡でございます。

15ページ及び16ページを御覧ください。

権利の設定を受けるのは、144番及び145番の4－1さんから163番の4－2さんまでの9者でございます。

内訳といたしまして、新規設定が3筆、再設定が17筆、また、期間は10年1か月が2筆、10年が3筆、5年が15筆で、いずれも権利の種類は使用貸借権となっております。

ります。

以上の事案につきまして、申出書にて一般的な要件を満たしていることを確認いたしております。御審議よろしく願いいたします。

【藤田会長】

以上、８番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、原案のとおり承認相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第４号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について」を承認相当として機構に意見を送付いたします。

それでは議案第４号の審議が終了しましたので、委員の入室を求めます。ここで暫時休憩いたします。

（委員入室）

休憩前に引き続き会議を開きます。

１７ページを御覧ください。

参考事項は、農地法第１８条第６項の規定による合意解約の通知についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、議案２ 農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、１４時５０分から総会を再開いたします。

～休憩～

【藤田会長】

休憩前に引き続き、会議を開きます。

農業委員会業務について（農政関係）を議題といたします。それでは、まず、農地パトロールについて、事務局から説明をお願いします。

【小島主事】

＜農地パトロールについて説明＞

【藤田会長】

ありがとうございました。事務局からの説明内容に対して、何か御質問等ございましたか。

【高橋（秀）委員】

地図とリストがあるのですが、一部、真鍋委員の担当範囲が混じっています。

【小島主事】

事務局で確認します。

【高橋（秀）委員】

調査区域の表がありましたが、そのとおりにやってください。

【小島主事】

調査区域のとおり、確認いたします。

【藤田（賢）委員】

所有者が死亡し、相続している場合、名義は変更されていますか。

【小島主事】

農地台帳を確認し、所有者を記載しています。所有者の情報としては、令和7年1月1日現在です。

【伊藤委員】

リストと地図ですが、地図にはあってリストにない地番があります。

【小島主事】

別途確認させてください。

【横井委員】

多喜浜では、ヨシが生えているのですが、どう判断すれば。

【藤田会長】

それは、黄色となります。

【藤田会長】

他にございませんか。

（「なし」という声あり）

【藤田会長】

ないようでございますので、続きまして、活動記録簿について、事務局から説明をお願いします。

【小島主事】

<活動記録簿について説明>

【藤田会長】

ありがとうございました。事務局からの説明内容に対して、何か御質問等ございませんか。

（「なし」という声あり）

【藤田会長】

ないようでございますので、続きまして、事務局から連絡事項がございます。事務局どうぞ。

【小島主事】

令和８年度市町農業委員並びに農地利用最適化推進委員等研修会について御連絡いたします。

７月２１日の臨時総会で案内いたしましたとおり、９月３日（木曜日）１３時３０分から、西条市のＪＡえひめ未来西条総合相談センターにて、農業委員並びに農地利用最適化推進委員等研修会が開催されます。

参加を希望される方は、前回配布しました出席報告書に記入の上、総会終了後、事務局まで御提出ください。

市役所からの送迎も予定しておりますので、現地集合か送迎を利用されるかの御記入もお願いいたします。市役所からは１２時４０分集合の予定です。参加者決定後、参加者へは改めて文書で御案内いたしますので、よろしくお願いします。

次に、提出物についてお知らせいたします。「全国農業新聞配布先」につきましては、締め切りがありますので、本日の提出をお願いいたします。また、農地パトロールの日程が決まっているのであれば、班分け表の提出をお願いいたします。

【藤田会長】

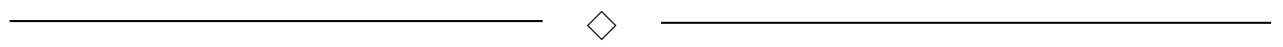
何かわからないことがあれば、事務局までお尋ねください。また、9月3日、西条市にて開催されます研修会ですが、最近、出席者が少ないので、出席してください。

以上をもちまして、第1回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

【原事務局長】

御起立ください。礼。ありがとうございました。

15時10分閉会



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員